

事 務 連 絡

平成 2 5 年 8 月 8 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室長

レセプト電子化猶予中の医療機関に対するお知らせの送付について

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（昭和 51 年 8 月 2 日厚生省令第 36 号。以下「請求省令」という。）の規定により、診療報酬は原則電子請求で行うこととなっておりますが、リース期間中もしくは保守契約期間中の電子請求に対応していないレセコンを使用している場合は、猶予届出書を届け出ることにより、最長平成 27 年 3 月 31 日まで書面により診療報酬を請求することができることとなっております。

しかしながら、平成 25 年 3 月現在において、医科で約 2,500、歯科で約 25,000 の医療機関が猶予届出中という状況となっており、これら猶予届出中の医療機関が、現在のまま平成 27 年 4 月以降も書面による請求を行うと、請求省令に違反した請求となり、審査支払機関がレセプトを受理できず、診療報酬を支払うことができなくなることから、注意喚起のため猶予届出中の医療機関に対し、審査支払機関から別添のお知らせを送付することとしましたのでご承知おきください。

なお、送付時期は 9 月中を予定しております。

【担当】総務課保険システム高度化推進室 後

TEL 03-3595-2165

電子化に対応していないレセコンをご使用中の医療機関の皆様へ

電子レセプト請求の準備をお願いします

**レセコンを使用した診療報酬の書面による請求
は平成 27 年 4 月診療分以降できなくなります**

レセコンを使用した診療報酬の書面による請求は、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（以下「請求省令」といいます。）の規定により、平成 27 年 4 月診療分以降できなくなります。平成 27 年 4 月診療分以降は、レセコンを使用しない（手書き）ことなどによって、免除又は猶予の要件に該当しない限り、電子レセプトにより請求しなければなりません。平成 27 年 4 月以降、現在のままレセコンを使用して書面による請求を行うと、請求省令に違反した請求となり、審査支払機関がレセプトを受理できないため、診療報酬を支払うことができなくなりますので、計画的な電子請求への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

- 行き違いで電子請求の届を提出されている場合等をご容赦ください。
- ご不明な点がありましたら、審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金支部、国民健康保険団体連合会）にお問い合わせください。

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室
社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会